

令和8年度第1回さいたま市スポーツ文化局指定管理者審査選定委員会 議事概要

1 日 時 令和8年7月1日(水) 13時30分～15時

2 会 場 ときわ会館3階第3会議室

3 出席者 (委 員)上田和恵委員長、齋藤裕子委員、兵藤明子委員、牧野奈津子委員、
石塚正歳委員、川田泰則委員、大熊裕史委員
(所管課)スポーツ振興課
(事務局)スポーツ振興課

4 欠席者 なし

5 諮問内容と答申内容

〔諮問内容〕

さいたま市与野体育館指定管理者の選考方法案について

〔答申内容〕

諮問内容については、さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であるとする。

6 議事要旨

(1)委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について

【結果】

委員長には、互選の結果上田和恵委員が選任された。

委員長職務代理者には、上田和恵委員長から齋藤裕子委員が指名された。

(2)さいたま市与野体育館指定管理者の選考方法案について

資料に沿って所管課による説明を受けた後、質疑応答を行った。

〔資料の要点〕

① 募集区分

単独

② 設置条例名、設置目的

さいたま市体育館条例、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図るため

③ 募集方法

公募

④ 指定期間

令和9年4月1日～令和11年9月30日(2年6カ月間)

⑤ 施設概要・業務内容

- ・ 施設概要

【所在地】さいたま市中央区下落合5丁目8番10号

【規模】延床面積2,904㎡、鉄筋コンクリート造、地上3階、昭和41年6月開館

【主な施設】屋内：競技場、第1集会室、第2集会室、第1和室、第2和室

屋外：駐車場、駐輪場

- ・ 指定管理者の業務

- 施設管理に関する業務

- 施設運営に関する業務

- スポーツ振興に関する業務

- その他の業務

- ・ 申請資格要件等

- 本店の所在地がさいたま市内にあること。（なお、共同事業体の代表者は本店又は支店の事務所の所在地が市内であること。）

- 同等の体育施設の管理運営業務（各種スポーツ教室の企画・運営を含む）実績が3年以上あること。

⑥ 選定基準

- ・ 配点については、合計各審査項目について、基本的に5点とし、選定に当たってより重要な審査基準であると考える項目については、配点のウェイトを2倍の10点、または3倍の15点とした。

- ・ サービス向上に向けた取り組みに関する取組に関する配点のウェイトを重視した。

- ・ 施設の目的が市民にスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境を提供すること、生涯スポーツの振興を図ることであることから、条例、計画の理解等に関する項目を設けた。

- ・ 地元の人材の活用や地元企業を積極的に活用いただき、地域経済の活性化につなげられるよう「地域貢献への取組」の項目を新たに設定した。

⑦ 利用料金制

あり

⑧ 指定管理料

- ・ 2年6カ月間で、49,977千円

- ・ 人件費、事務費、施設管理費、事業費、一般管理費からなる管理経費等の合計から利用料金収入等の収入額を差し引いた額を指定管理料として設定している。

⑨ スケジュール

- ・ 募集要項等の配布期間：7月16日（木）～8月24日（月）

- ・ 応募受付期間：8月18日（火）～8月24日（月）

【質疑等】

Q スライド制度は以前から導入されていたか。

A 今回から導入している。

Q スライド制度の申請はどのように行うのか。

A 基本的には事業者から申請を受け、内容を協議したうえで金額を決定する。

Q 選定基準について、最低基準は「局指定管理者審査選定委員が満点を付けた場合の合計点の60%」とあるが、委員全員の合計点が60%を超えていればよいのか、それとも各委員がそれぞれ60%以上の評価を付ける必要があるのか。

A 委員全体の合計点が60%以上であればよい。

Q 募集要項では、指定管理者審査選定委員本人又は委員の三親等以内の親族が応募事業者の代表者等である場合、当該委員を審査から除外するとされている。例えば、AB2つのグループから応募があり、Aグループに委員の三親等以内の親族が所属している場合、Aグループのみの審査から除外されるのか、それともAB2つのグループの審査のいずれからも除外されるのか。

A Aグループ及びBグループのいずれの審査からも除外となる。

Q 指定期間が2年6カ月と短い設定となっているが、競争性は確保されるのか。また、現指定管理者を継続させることは検討したのか。

A 指定期間は中央区役所周辺の公共施設再編事業に伴い2年6か月としている。現指定期間4年と合わせると通算で5年以上となることから、非公募ではなく公募としている。

Q 指定管理料について、事務費、施設管理費及び一般管理費が年度ごとに増減している理由を伺いたい。

A 事務費は、指定期間が短いことから備品購入費を減額しているためである。施設管理費は、空調設備の修繕を予定しているため増額している。一般管理費は、物価高騰を考慮し増額している。

Q 体育施設の管理運営業務について3年以上の業務実績を求めているが、業務実績の中で事故の発生状況や、その際の対応状況を確認することはできるのか。また、応募団体が1団体のみであった場合でも選定を行うのか。

A 令和6年4月1日から申請時点までの事故等について報告を求める。応募団体が1団体であっても、最低基準を満たしていれば選定する。

Q 施設管理費が増額している理由として、空調設備の修繕を予定しているとの説明があったが、募集要項には修繕の内容や時期が明記されていないが、空調設備の修繕についてどう示すのか。

A 空調設備の修繕等については、今後必要となる修繕及び備品購入等について、説明会にて説明予定である。

Q 選定基準の「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例の理念を理解し、事業方針をもっているか」、「さいたま市スポーツ振興まちづくり計画に沿った事業計画であるか」について明確な採点基準はあるのか。

A 条例の理念に沿った事業方針が提案されているか、また、その事業方針の実現性がどの程度認められるかを主な評価の観点としている。

Q 市民の方の実際の声などは反映されるのか。

A 仕様書に「アンケート調査の実施」を定めているほか、利用者等から寄せられる意見や要望についても、対応状況を含めて確認を行っている。

【所管課退室後の意見、指摘事項】

なし

【結果】

諮問内容については、さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であると考えている。